



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第千三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

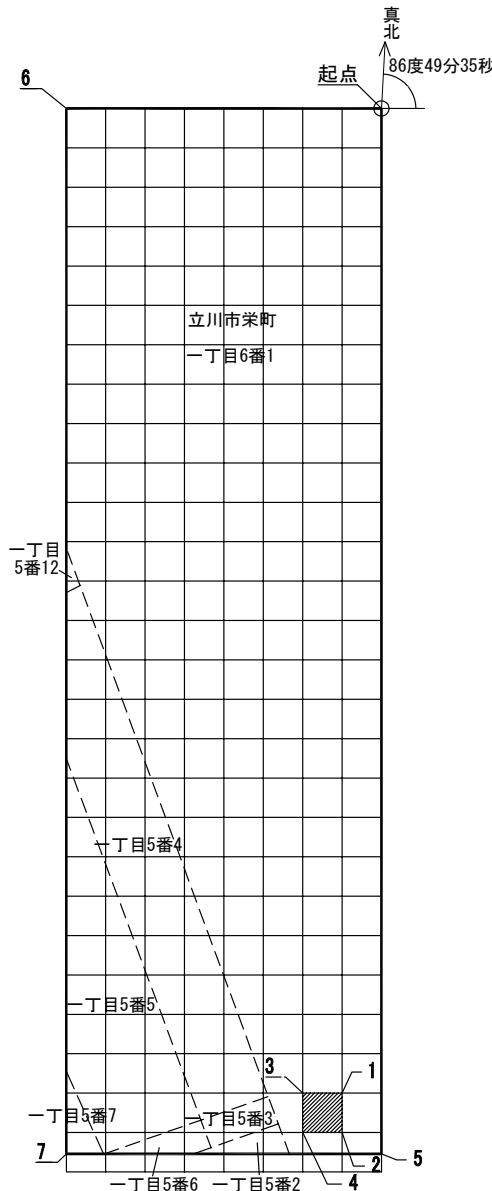
令和六年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市栄町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度(86度49分35秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
起点は、座標(X,Y) = (-32413.013, -36369.403)とする。
※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

点名	X座標	Y座標
起点	-32413.013	-36369.403
1	-32663.183	-36365.548
2	-32673.168	-36364.994
3	-32663.737	-36375.532
4	-32673.722	-36374.974
5	-32678.042	-36354.708
6	-32417.442	-36449.280
7	-32682.471	-36434.592

【凡 例】

- 調査範囲
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市四谷五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図

**【格子の回転角度
9度26分26秒】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

—— 単位区画
—— 筆境界
—— 調査対象地

形質変更時
要届出区域

【起点】

起点は、府中市四谷五丁目39番3の最北端とする。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一一（代）

郵便番号
101-0051